

第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会

日 時:平成 31 年 3 月 19 日(火)13 時 30 分～

場 所:三重県津市羽所町 700

ホテルグリーンパーク津

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶（三重労働局長）

3. 議 題

(1)荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて【資料 1】

(2)荷主あて啓発を目的とした新聞広告の掲載について【資料 2】

(3)その他【資料 3, 4】

4. 挨 拶（中部運輸局自動車交通部次長）

5. 閉 会

議事次第、委員及び出席者名簿、配席図

資料 1 ガイドラインの周知状況

資料 2 新聞広告案

資料 3 最近のトラック行政の取組等について

資料 4 トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取組について

参考資料 ・トラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック

 ・荷主のための物流改善パンフレット

 ・独立行政法人労働者健康安全機構三重産業保健総合支援センター
事業案内

 ・中小企業をイジめるような無理な取引は見逃しません

 ・平成 30 年度労働関係助成金活用ガイドブック

 ・一般教育訓練の教育訓練給付金の支給申請手続きについて

 ・分散引越にご協力をお願いします

トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会 委員名簿
 ～ 第11回協議会 出席者名簿 ～

平成31年3月19日
 (順不同・敬称略)

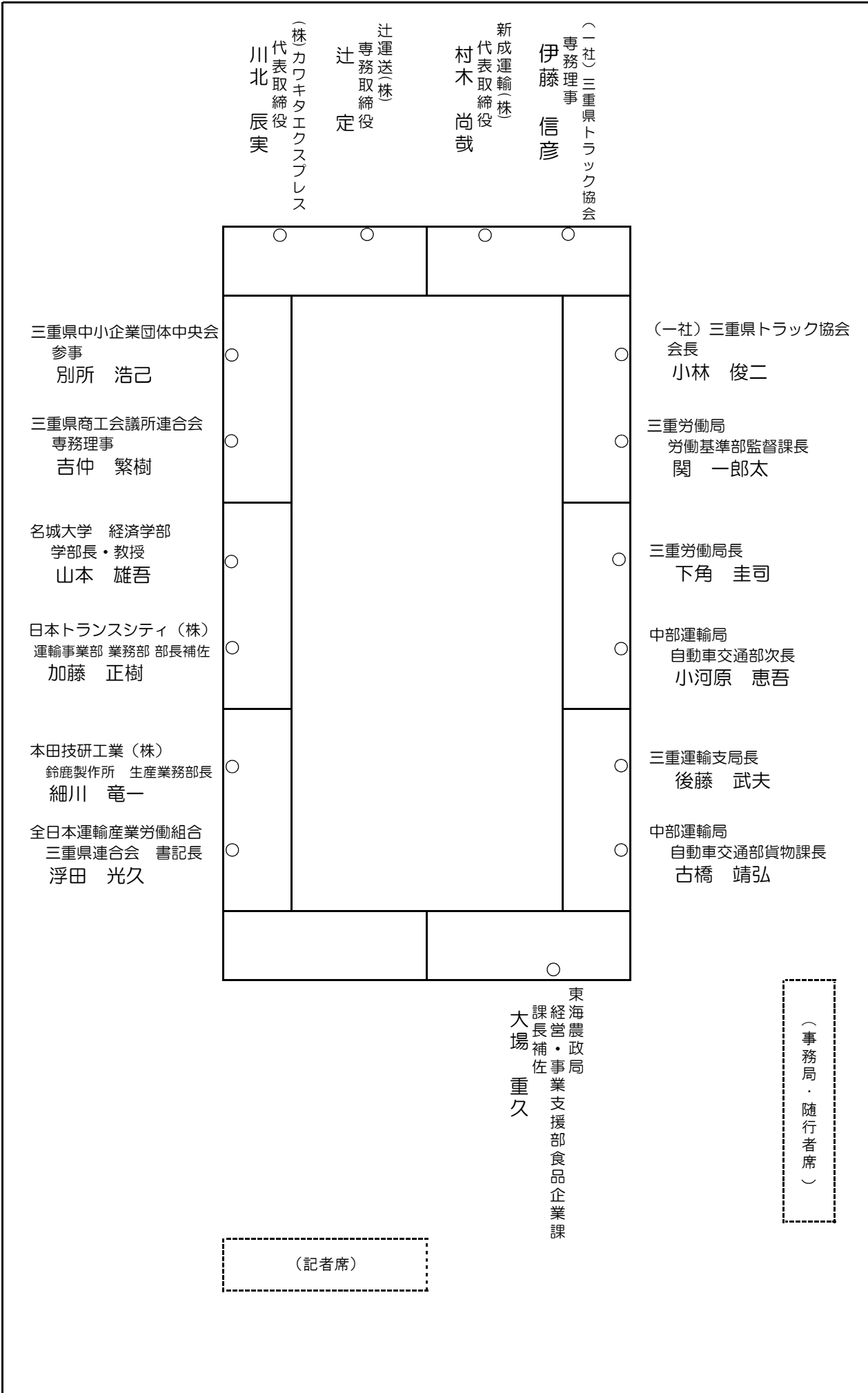
	機関代表者	組 織 名	役 職	委 員 氏 名	代理出席者等
1	学識経験者	名城大学経済学部	学部長・教授	山本 雄吾	
2	経済団体	三重県商工会議所連合会	専務理事	吉仲 繁樹	
3		三重県中小企業団体中央会	参事	別所 浩己	
4		三重県商工会連合会	事務局長	遠藤 修一郎	欠席
5	荷主及び 利用運送 事業者	日本トランスシティ株式会社	運輸事業部 業務部 部長補佐	加藤 正樹	
6		株式会社LIXIL 物流 近畿物流センター	センター長	永田 文人	欠席
7		本田技研工業株式会社 鈴鹿製作所	生産業務部長	細川 竜一	
8	事業者団体	一般社団法人三重県トラック協会	会 長	小林 俊二	
9	労働者団体	全日本運輸産業労働組合 三重県連合会	書 記 長	浮田 光久	
10	トラック運送 事 業 者	株式会社カワキタエクスプレス	代表取締役	川北 辰実	
11		辻運送株式会社	専務取締役	辻 定	
12		新成運輸株式会社	代表取締役	村木 尚哉	
13	行政機関等	三重労働局	局 長	下角 圭司	
14		中部運輸局	局 長	石澤 龍彦	自動車交通部次長 小河原 恵吾
15		三重運輸支局	支局長	後藤 武夫	

オブザーバー

	機関代表者	組 織 名	役 職	委 員 氏 名	代理出席者等
1	行政機関等	中部経済産業局	産業部流通・ サービス産業課 課長補佐	石川 理恵子	欠席
2		東海農政局	経営・事業支援 部食品企業課 課長補佐	大場 重久	

第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会 配席図

平成31年3月19日(火) ホテルグリーンパーク津



平成28年度、29年度に全国で実施したパイロット事業の成果を取りまとめた「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」について、昨秋に公表されて以降、下記により関係各所への情報提供を行った。

中部運輸局・三重運輸支局

○訪問、文書等により、下記の団体・企業等へ周知を依頼

- | | | |
|------------------|------------|-------------|
| ・中部経済連合会 | ・愛知県冷蔵倉庫協会 | ・東海倉庫協会 |
| ・鉄道貨物協会 | ・静岡県冷蔵倉庫協会 | ・静岡県倉庫協会 |
| ・トヨタ自動車(株) | ・岐阜県冷蔵倉庫協会 | ・福井県倉庫協会 |
| ・日本ロジスティクスシステム協会 | ・三重県冷蔵倉庫協会 | ・東海鉄鋼専用倉庫協会 |
| ・RORO船協議会 | ・福井県冷蔵倉庫協会 | |

○新規許可となった運送事業者や、運輸支局窓口手続き・相談にきた運送事業者へ冊子、チラシを配布

三重労働局・労働基準監督署

○各種説明会・個別訪問による助言等・集団指導・窓口機会をとらえて、冊子やチラシを配布

三重県トラック協会

- ホームページや広報誌を通じ、会員へ周知
- 冊子、チラシを会員事業者へ郵送

ガイドラインの横展開について（中部運輸局管内）

中部経済産業局

- 平成30年11月下旬 中部経産局総合メルマガにて展開
- 平成31年 2月下旬 " 自動車関連産業室からのメールマガジンにて展開

東海農政局

○平成31年2月下旬 愛知・岐阜・三重の各県市場所管部局、名古屋市中心卸売市場、岐阜県中央卸売市場へ展開。また愛知・岐阜・三重の各県農協中央会とJAあいち経済連の4者にも周知。さらに農協関係では、管轄3県の傘下関係者へ周知するよう依頼。

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナー」の開催

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナー」を平成31年3月7日に津市にて開催。約80名の荷主企業、運送事業者様が参加。

また、セミナーでは昨年度愛知県で実施したパイロット事業より、ダイセーエブリー二十四（株）様を講師として、事例紹介を行った。

プログラム

1. トラック業界を取り巻く当面の諸課題等
2. 働き方改革関連法における労働時間法制の見直し
3. 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン
4. 取引環境と長時間労働改善事例の紹介

～ 荷主と運送事業者のためのガイドラインが作成されました！ ～

荷主

運送
事業者

と の協力による

取引環境と長時間労働の改善に向けた ガイドライン

荷主とトラック運送事業者が連携して実施した、トラック運送事業における荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業の成果を取りまとめたガイドラインが作成されました。

トラックドライバーは、他業種の労働者と比べて長時間労働などの実態にあり、近年ドライバーになる方を確保することが困難になってきています。このままでは、近い将来、安全で良好なサービス品質により荷物を運ぶことができなくなり、生活・経済にまで影響を及ぼしかねません。

就業構造比較	トラック	全産業平均
運転者数	83万人	—
(女性比率)	2.4%	43.8%
平均年齢	47.8歳	42.5歳
労働時間	217時間	178時間
年間所得額	454万円	491万円

(出典：国土交通白書2018 一部抜粋)



(出典：自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議(第4回)資料一部抜粋)

「取引環境と長時間労働の改善に向けた取組み」には、発荷主、着荷主の協力が不可欠ですが、問題解決に向けては、何をどのように進めれば良いのかわからないことも多く、解決のプランをゼロから検討することは大きな負担となっています。

そこで、本ガイドラインは、改善に向けた取組みの進め方のステップを示すとともに、それぞれの課題に応じた対応例を紹介するという2段階に分けた記述となっており、取組みのプロセスをわかりやすく解説しています。(是非ご活用お願いします。)

ガイドラインのイメージは裏面のとおりです。

全体版は以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000022.html

(ガイドライン、事例集は当該ページの下段に掲載されています。)

※右記のQRコードをスマートフォン等で読み取り、ご覧いただくことも可能です。



【相談窓口】

中部運輸局自動車交通部貨物課 ☎052-952-8037

愛知運輸支局 輸送(貨物)担当 ☎052-351-5312

静岡運輸支局 輸送(貨物)担当 ☎054-261-1191

岐阜運輸支局 輸送(貨物)担当 ☎058-279-3714

三重運輸支局 輸送(貨物)担当 ☎059-234-8411

福井運輸支局 輸送(貨物)担当 ☎0776-34-1602

愛知労働局 労働基準部監督課 ☎052-972-0253

静岡労働局 労働基準部監督課 ☎054-254-6352

岐阜労働局 労働基準部監督課 ☎058-245-8102

三重労働局 労働基準部監督課 ☎059-226-2106

福井労働局 労働基準部監督課 ☎0776-22-2652

愛知県トラック協会 ☎052-825-5000

静岡県トラック協会 ☎054-283-1910

岐阜県トラック協会 ☎058-279-3771

三重県トラック協会 ☎059-227-6767

福井県トラック協会 ☎0776-34-1713

愛知県働き方改革推進支援センター ☎0120-868-604

愛知県働き方改革推進支援センター ☎0800-200-5262

(豊橋出張所)

静岡県働き方改革推進支援センター ☎0800-200-5451

岐阜県働き方改革推進支援センター ☎058-201-5832

三重県働き方改革推進支援センター ☎0120-331-266

福井県働き方改革推進支援センター ☎0120-14-4864

ガイドラインについて（抜粋）

平成28年度及び29年度に各都道府県で実施したパイロット事業で得られた長時間労働改善等の知見や、荷主とトラック事業者の協力による取組みを紹介。

荷主と運送事業者の協力による

取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課
国土交通省 自動車局 貨物課
公益社団法人 全日本トラック協会

改善に向けたステップ

- ステップ1 荷主とトラック運送事業者の双方で、トラックドライバーの労働条件改善の問題意識を共有し、検討の場を設ける
- ステップ2 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間の実態を把握する
- ステップ3 荷待ち時間の発生等、長時間労働の原因を検討、把握する
- ステップ4 荷主とトラック運送事業者の双方で、業務内容を見直し改善に取り組む
- ステップ5 荷主とトラック運送事業者間での応分の費用負担を検討する
- ステップ6 改善の成果を測定するための指標を設定する
- ステップ7 指標の達成状況を確認、評価することでさらなる改善に取り組む

取引環境と長時間労働の改善

荷主とトラック事業者の協力による改善の取組みの進め方を紹介。

ステップごとの取組みの具体的なイメージと流れ

ステップ1 問題意識を共有する場の設置

輸送にかかわる関係者が全員集まるのが理想！



ステップ2 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間の把握

拘束時間（運転時間、荷待ち時間、荷役時間等）の実態をきちんと数字で把握する！



ステップ3 長時間労働の原因を把握（例えば荷待ちや荷役発生の原因など）

荷待ちや荷役時間が原因で拘束時間が長い場合「なぜ荷待ちが起きるか」「なぜ荷役に時間がかかるか」を把握する



ステップ4 業務内容を見直し、改善に取り組む

時間がかかっている作業の内容を見直し、改善への取組みを検討！



ステップ5 応分の費用負担を検討

改善のための費用負担について関係者間で協議



ステップ6 成果測定のための指標を設定

できるだけ具体的な数値で目標を設定！



ステップ7 目標数値と実績値を比較・検証、さらなる改善へ！

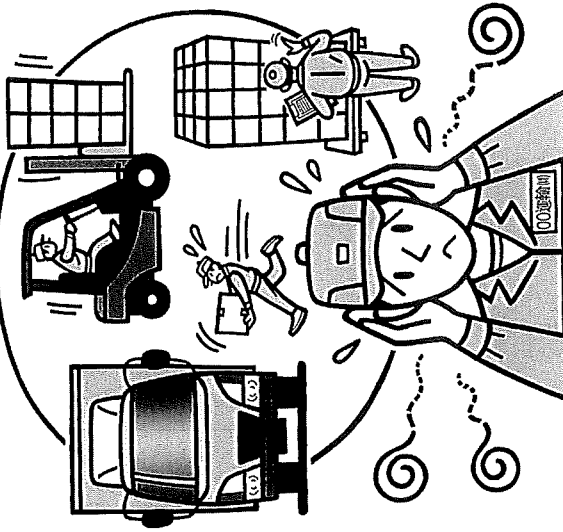
トラック輸送の業務改善 待ったなし!

働き方改革関連法

2019年4月改正 スタート

荷主の皆様、トラックドライバーの労働条件改善にご理解・ご協力をお願いします!

荷主都合による荷積み・荷卸しの際の待ち時間、検品・仕分け等の無償の付帯作業がドライバーの負担となっています。



トラック運送業界では、荷主の皆様、行政(厚生労働省・国土交通省等)、トラック運送事業者などで構成する協議会を中央と全都道府県に設置し、取引環境の改善と長時間労働の抑制のための取り組みを積極的に進めています。

荷積み・荷卸しの際の待ち時間や無償の付帯作業を解消するためには、トラック運送事業者自らの努力はもちろんですが、荷主の皆様のご理解や無理・無駄のない計画的な発注などのご協力が欠かせません。

トラックドライバーの労働条件の改善に向けて、ぜひとも荷主の皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

① 1運行あたりの荷積み・荷卸しの際の待ち時間(※1)

3時間超 15.1%

2～3時間 13.6%

② 全取引に占める無償の付帯作業(検品・仕分け等)のある取引の割合(※2)

58.5%

(※1)平成27年9月に全国でトラックドライバー約5,600名の1週間分(約27,000運行)の実態調査結果はこちら <http://www.mlit.go.jp/common/001128768.pdf>

(※2)平成28年2月に全国のトラック運送事業者735社の下請等中小企業の取引に関する実態調査結果はこちら <http://www.mlit.go.jp/common/001138839.pdf>

トラック輸送における
取引環境・労働時間改善三重県協議会
(三重労働局、三重運輸支局、三重県トラック協会)

最近のトラック行政の取組等について

平成31年3月19日
中部運輸局 自動車交通部 貨物課

目 次

1. 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について・・・・・・・・・・ 1
2. 平成31年度アドバンス事業及び今後の協議会について・・・・・・・・・・ 3
3. 「ホワイト物流」推進運動の進め方について・・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組について・・・・・・・・ 20

1. 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して收受

＝「運賃」：運送の対価 「料金」：運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例：過労運転、過積載等)

→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年度末までの時限措置】

(1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合

→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有

② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ

(2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合

→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

(3) 要請をしてもなお改善されない場合

→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告＋公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→ 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【平成35年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を收受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

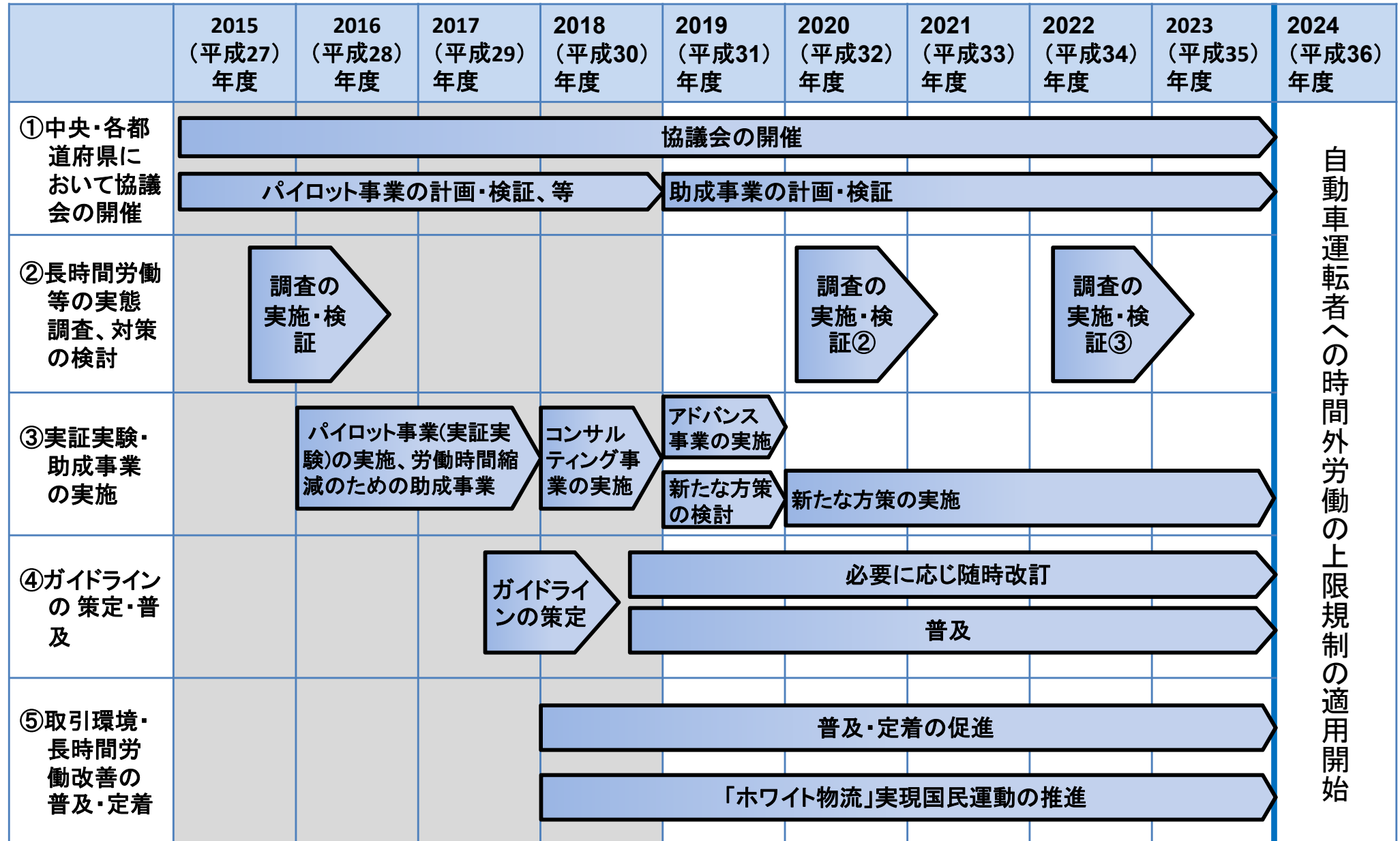
法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため) 国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

施行日：(1. ～3.) 公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日 (4.) 公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

2. 平成31年度アドバンス事業及び今後の協議会について



※2023(平成35年)4月には、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

輸送品目別の取組の強化

- パイロット事業では様々な輸送品目について取組みを行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題や実態を把握し、改善方策を検証する。
- 地方によって輸送品目ごとに課題が異なる面もあることから、中央・地方の両方において関係者と取組みを進める。

具体的取り組み(案)

- 荷待ち件数が特に多い分野で平成30年度に設置した輸送品目別懇談会(加工食品、建設資材、紙・パルプ)について、引き続き輸送品目別懇談会を開催し議論を行い、輸送品目に応じた課題の抽出及び改善策の検討・検証を実施
- 懇談会で得られた改善策について展開・浸透を図るべく、各運輸局単位で地方懇談会(既存の地方協議会を活用することも想定)を設置し、輸送品目別懇談会から地方懇談会への縦展開を図るとともに、地方懇談会から管内の各地方協議会に対して横展開を実施
- アドバンス事業として、地方懇談会ごとに輸送品目に係る実証実験を実施し、改善策に係る効果を検証
- 検証で得られた有用な効果について、適宜ガイドラインや事例集へ反映

3. 「ホワイト物流」推進運動の進め方について

「ホワイト物流」推進運動の概要

トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済のさらなる成長に寄与するため、

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
 - ② 女性や高年齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現
- に取り組む運動を、関係者が連携し、強力に推進する。

企業等

コンプライアンス
(法令遵守)

企業の社会的
責任(CSR)

運動の趣旨へ賛同する(第1段階)とともに、具体的な取組項目について自主行動宣言を提出・公表するとともに、取組を実施(第2段階)。

(イメージ)

- ✓ 荷待ち時間の削減
- ✓ 荷役の機械化
- ✓ 契約の書面化 等

安定的な事業継続

物流システム効率化・トータル物流コストの最適化

期待
・
評価

国民

便利で快適な
日常生活の維持

以下のような点への国民の理解と協力をお願いします。

(イメージ)

- ◆ 宅配便の再配達削減
- ◆ 集荷・配達サービスの見直しへの理解
- ◆ 引越時期の分散
- ◆ SA・PAの大型車スペースには駐車しない 等

物流事業者

トラック運転者の確保のため、労働条件・労働環境の改善に取り組むとともに、荷主企業・元請事業者等に対し、物流の改善に関する提案を行い、実施する。

(イメージ)

- 働きやすい環境の整備
- 女性運転者の活用
- 物流の改善提案 等

連携
・
協力

理解
・
協力

働き方改革の実現

多様な人材の確保

労働生産性の向上

「ホワイト物流」推進運動の推進体制

「ホワイト物流」推進会議

(有識者)

野尻 俊明 流通経済大学学長(座長)
齋藤 実 神奈川大学経済学部教授
高岡 美佳 立教大学経営学部教授

(関係団体)

日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国農業協同組合中央会
日本農業法人協会
日本ロジスティクスシステム協会
全日本トラック協会
日本物流団体連合会

(労働組合)

交運労協
運輸労連
交通労連

(事務局)

国土交通省(主管)
農林水産省
経済産業省
全日本トラック協会

連携

(設置期限:平成36年3月末)

自動車運送事業の働き方改革に関する 関係省庁連絡会議

(議長)

野上 浩太郎 内閣官房副長官

(議長代理)

大塚 高司 国土交通副大臣

(副議長)

古谷 一之 内閣官房副長官補(内政)

(構成員)

内閣府政策統括官(経済財政運営担当)
警察庁交通局長
財務省大臣官房総括審議官
厚生労働省労働基準局長
農林水産省食料産業局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
国土交通省自動車局長
環境省地球環境局長

連携

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会・地方協議会

有識者、トラック事業者、荷主、労働組合等の関係者から構成され、中央及び各都道府県に設置されている。

「ホワイト物流」推進運動の進め方

「ホワイト物流」推進会議

- ・ 運動の趣旨と推進方針を決定

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

- ・ 企業等や国民への詳細な呼び掛け内容等を検討・調整

「ホワイト物流」推進運動HPの開設

企業等向け

- ・ 関係団体を通じた運動への参加の呼び掛け
- ・ 主要企業等に対し、運動への参加を要請
- ・ 賛同企業等を公表

参加企業等に期待するアクション

- ・ 自主行動宣言(第1段階:賛同表明)・実施

- ・ 自主行動宣言(第2段階:推奨項目宣言)・実施

- ・ 自主行動宣言のアップデート(随時)

国民向け

- ・ 政府広報や関係団体の広報媒体を活用した広報の実施。

【政府広報の媒体例】

テレビ番組 一覧を見る

政府広報テレビ番組を動画で配信しています。

→ 徳光・木佐の知りたいニッポン!

ラジオ番組 一覧を見る

政府広報ラジオ番組を音声で配信しています。

→ 秋元才加とJOYのWeekly Japan!!

雑誌広告 一覧を見る

週刊誌・月刊誌などに掲載した政府広報広告を紹介しています。

→ 企業版ふるさと納税

スポットCM 一覧を見る

政府広報テレビCMを動画で配信しています。

→ 「東北の観光」篇 2018 (15秒)

→ 「福島の食」篇 2018 (30秒)

新聞広告 一覧を見る

新聞各紙に掲載した政府広報広告を紹介しています。

記事下広告

→ 地方創生カレッジ

突出し広告

→ 食中毒予防について

運動の拡大・深化

問題意識の喚起(トラック運転者不足が国民生活や産業活動に与える影響)

【トラック事業者】

現状のままだでは
さらなる深刻化
が懸念される。

運転者不足の深刻化

- ・中高年齢層の大量退職
- ・罰則付きの時間外労働の
上限規制の導入
- ・宅配便需要の増加 等

トラック運転者の確保
のため、運転者の労
働条件の改善が急務。
運賃・料金はその原資。

運賃・料金「単価」の上昇

運送サービスを提供可能な
トラック台数や日・時間帯
等の縮小

稼げない割にトラック運転者の負担
の大きい仕事が敬遠されるように。

適切に対応しなければ
このような事態の発生が
懸念される。

【国民】

宅配便・引越が不便に

食品等の
物量の減少や品揃え不足

【企業等】

「トータル」
物流コストの増加

在庫の増加

機会損失の発生

営業
利益
減少

- 全国的にトラック運転者不足が深刻化する中で、現状のままだでは、必要な輸送能力が確保できず、
 - ・国民生活に関しては、宅配便や引越の運賃・料金の上昇や運送サービスの提供日・時間帯等の縮小、食品等の物量の減少や品揃え不足などが過度に生じるおそれ。
 - ・産業活動に関しては、トータル物流コストの増加、在庫の増加、機会損失の発生及びそれによる営業利益の減少などが生じるおそれ。
- 国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼす事態を生じさせないためにも、荷主企業等とトラック事業者が連携し、物流システムの改善に取り組むとともに、物流システムの改善の必要性に対する国民の理解と協力を得る必要がある。
- 具体的には、①運転者の時間当たりの労働生産性の向上を図る観点、②運転者の時間的・心理的・肉体的負担が小さい形態での運送を実現する観点、③必要性に乏しい過剰なサービス水準を見直す観点などから、物流システムの改善を進める必要がある。

呼び掛けに当たっての基本的な考え方

- まずは、できるだけ多くの企業等に「ホワイト物流」推進運動に参加して頂くことが重要。
(最初は、必須項目に賛同頂き、その後、段階的に取組内容を増やし、深めて頂く。)
- このため、企業へ取り組みを呼びかける事項の内容は、様々な産業分野に共通する普遍的で効果が期待される取組を厳選するとともに、必須項目と推奨項目に分けて提示することとしたい。

自主行動宣言(賛同表明の際の宣言内容)(案)

- 自主行動宣言(賛同表明)の際には、すべての事業者が、取組方針や法令順守への配慮等についての下記3つの必須項目に合意し、賛同表明をすることとしてはどうか。

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

自主行動宣言(推奨項目)(案)

- 推奨項目については、中央協議会で昨年策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」に記載の内容に加え、トラック運転者の長時間労働の是正を進める上で重要な次の項目を追加してはどうか。
- 業種や業態により取り組む項目には違いがあるため、推奨項目の内容を公表するか否かは、企業等の任意とすることでどうか。

A. 運送内容の見直し

○ガイドライン掲載項目(13項目)

○上記以外の項目

- ・物流の改善提案と協力
- ・納品日の集約
- ・検品水準の適正化
- ・物流システムや資機材の標準化

B. 運送契約の方法

- ・運送契約の書面化の推進
- ・運賃と料金の別建て契約
- ・燃料サーチャージの導入
- ・下請取引の適正化

C. 運送契約の相手方の選定

- ・契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ・働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

D. 安全の確保

- ・荷役作業時の安全対策
- ・異常気象時等の運行の中止・中断等

E. その他

- ・宅配便の再配達削減への協力
- ・引越時期の分散への協力
- ・物流を考慮した建築物の設計・運用

F. 独自の取組

- ・上記の各項目に該当しない独自の取組

企業等への呼び掛け(呼び掛けの方法)(案)

- より多くの企業等の参加を得るため、関係団体を通じた呼び掛けを行うほか、主要企業等に対しては、直接、文書による参加要請を実施してはどうか。

①関係団体を通じた傘下企業等への運動への参加の呼び掛け

- ・関係団体に対し、傘下企業等への運動への参加の呼び掛けや機関誌等での広報についての協力を依頼。

②主要企業等に対する参加要請文書の送付・公表

平成31年度については、貨物量や社会的な影響力が大きいと考えられる以下の主要企業等の代表者宛てに、参加要請文書を直接送付するとともに、呼び掛けを行った旨を公表。

【対象企業等】

- ・上場会社(約3700社)
- ・地域の主要企業等(各都道府県毎に50社程度)

③関係団体・企業等向けの説明会の開催

全都道府県で運動に関する説明会を開催する。

自主行動宣言の提出・公表方法(イメージ)

＜提出方法＞

- ポータルサイトより、提出様式ファイル(Excel様式)をダウンロードの上、必要事項を記入し、事務局のメールアドレスへ提出。(平成31年度中に企業等が直接データの登録・更新を行えるよう、ポータルサイトを改良予定。)

＜公表方法＞

- 賛同企業名については、随時公表する。
- 推奨項目への取組内容については、希望する企業等のみ公表することとし、その内容がポータルサイトで確認できるようにする。

「ホワイト物流」推進運動 賛同企業一覧

産業別

製造業

〇〇業

(東京都)

〇〇業

〇〇〇(株)

(株)〇〇〇

(株)〇〇〇

〇〇業

〇〇業

(千葉県)

〇〇〇(株)

(株)〇〇〇

(株)〇〇〇

〇〇業

〇〇業

地域別

北海道

(〇〇業)

(〇〇業)

(〇〇業)

(〇〇業)

熊本県

宮崎県

鹿児島県

青森県

岩手県

沖縄県

主たる事業の選択リスト(イメージ)

- A. 農業, 林業
 - B. 漁業
 - C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業
 - D. 建設業
 - E. 製造業
 - F. 電気・ガス・熱供給・水道業
 - G. 情報通信業
 - H. 運輸業, 郵便業
 - I. 卸売業, 小売業
 - J. 金融業, 保険業
 - K. 不動産業, 物品賃貸業
 - L. 学術研究, 専門・技術サービス業
 - M. 宿泊業, 飲食サービス業
 - N. 生活関連サービス業, 娯楽業
 - O. 教育, 学習支援業
 - P. 医療, 福祉
 - Q. 複合サービス事業
 - R. サービス業(他に分類されないもの)
 - S. 公務(他に分類されるものを除く)
 - T. 分類不能の産業
- 運輸業・郵便業(道路貨物運送業)

運輸業・郵便業(倉庫業)

運輸業・郵便業(その他の運輸業・郵便業)

※日本標準産業分類の大分類を基本とする。運輸業・郵便業は上記のとおりとする。

国民に呼び掛ける事項(案)

(物流への理解と協力)

- ◆ 皆さんに食料品や日用品などを届けるため、トラック運転者は日夜、頑張って貨物を運んでいます。普段はあまり意識されていませんが、物流が私たちの生活を支えています。
- ◆ 現在、運転者不足が深刻化しています。運転者が働きやすい環境の整備や物流の効率化に皆様のご理解・ご協力をお願いします。

(宅配便)

- ◆ 商品を配達するためには費用と人手が必要です。運転者不足に対応しつつ、宅配サービスを維持するため、以下の取組にご協力をお願いします。
- できるだけ1回で受け取りましょう。
- このため、宅配ボックスや営業所、コンビニ等での受取も活用しましょう。
- 送るときは、自分や相手が受け取りやすい日時・場所を指定しましょう。
- 通信販売を利用する際には、できるだけまとめ買いしましょう。
- サービス内容の見直し(例:日曜日の集荷・配達の取りやめ 等)へのご理解・ご協力をお願いします。



(出典)環境省「COOL CHOICE」HP

(引越し)

- ◆ 混雑時期を避けましょう。
- ◆ 早めに依頼しましょう。



(駐車)

- ◆ トラック運転者の休憩と安全運転のため、SA・PA、道の駅、コンビニなどの大型車駐車スペースへのマイカーの駐車はお控え下さい。

(応援)

- ◆ より良い物流の実現のために努力している企業を応援してみませんか？

トラック事業者:「ホワイト経営マーク」(仮称)(労働条件・労働環境)、Gマーク認定事業者(交通安全)、荷主企業:「『ホワイト物流』推進運動」賛同企業

広報活動の実施について(案)

- 企業等や国民の皆様に「ホワイト物流」推進運動に賛同して頂き、具体的な行動変化につなげて頂くため、政府広報や関係団体の機関誌、賛同企業等の広告を含む様々な広報媒体を活用して広報を実施する。

【当面の取組】

- ①ポータルサイト 運動のポータルサイトを開設。順次、動画を含むビジュアルなコンテンツの充実を図る。
- ②キャンペーンロゴ 運動の賛同企業等が表示できるキャンペーンロゴを作成する。
- ③政府広報 マスメディアに加え、インターネットを活用。
- ④関係団体の機関誌等 ご協力を頂ける団体、企業等を募り、機関誌、広告等で広報。
- ⑤説明会 全都道府県で関係団体・企業等向けの説明会を開催。
- ⑥セミナー 具体的な取組の進め方等に関するセミナーを各地で開催。
- ⑦関係団体等の行事等 関係団体の新年賀詞交歓会、総会、事業者大会等の機会などを活用し、運動への参加を呼び掛け。

2019年

2月20日 トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会
(企業等や国民への詳細な呼び掛け内容等を決定)

3月下旬頃 ポータルサイト開設・賛同企業等の募集開始
中央説明会(関係団体向け)

4月以降 地方説明会(関係団体、企業等向け)

10月頃 賛同企業の数、取組状況等の集計・公表(第1回)(9月末締切)
※各企業等は、自主行動宣言を事務局に提出の上、自社のHP等で随時公表可。

2020年

1月頃 賛同企業の数、取組状況等の集計・公表(第2回)(12月末締切)
※以後、随時公表

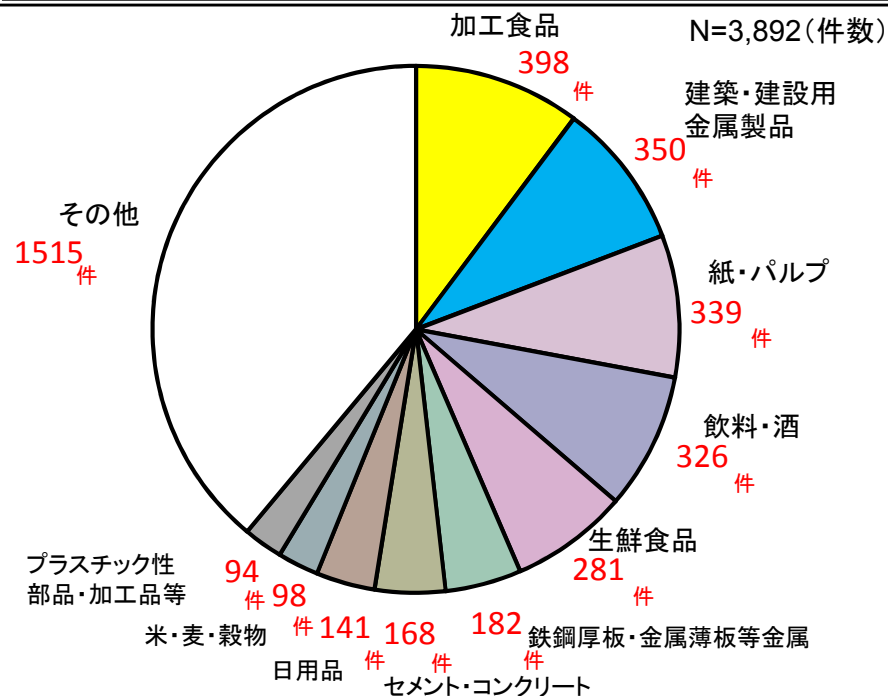
4. 荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組について

- 他の産業と比較して長時間労働・低賃金の状況にあるトラック運送業の将来の担い手を確保するためには、荷主等の理解・協力なども得つつ、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていく必要がある。
- 一方、輸送品目によって輸送等の特性が異なる面があり、輸送品目に応じて検討を実施することが効果的な面がある。
- このため、荷待ち件数が特に多い分野等について、それぞれ課題の抽出を図るとともに、各都道府県ごとに発着荷主及び運送事業者が参画して長時間労働の改善を図るために実施したパイロット事業のノウハウの展開等を行う。

検討事項のイメージ

- ・現在生じている課題についての関係者間の認識の共通化
- ・輸送品目ごとのサプライチェーン全体における生産性向上等に関する課題の抽出
- ・改善策について、パイロット事業により得られたノウハウも活用しつつ関係者間で検討・検証
- ・改善策についての展開・浸透

30分以上の荷待ち時間が生じた件数(輸送品目別)



加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会について

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会において、平成28年度から平成29年度にかけて、発着荷主及び運送事業者が一体となって長時間労働の改善に取り組むパイロット事業を実施。
- パイロット事業では、様々な輸送品目について取組を行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、関係者が連携して課題解決を図っていく上では、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- 昨年7月に実施した荷待ち時間の調査において、加工食品関係が件数が最も多かったことも踏まえ、加工食品における物流に関係する幅広い関係者からなる懇談会を設置。
- 関係者間で存在する課題についての意識共有やパイロット事業等のノウハウ等の共有及び取組の展開を図り、トラックドライバーの労働時間の改善・サプライチェーン全体における効率化を図る。

「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」委員

矢野 裕児	流通経済大学教授（座長）
堀尾 仁	味の素株式会社理事 食品事業本部 物流企画部長
小谷 光司	三菱食品株式会社ロジスティクス本部 戦略オフィス室長
鷲野 博昭	株式会社セブン・イレブン・ジャパン QC・物流管理本部物流・生産管理部 東日本物流管理 副総括マネジャー
戸川 晋一	株式会社ヤオコー取締役情報システム部長 兼ロジスティクス推進部長
谷 章	一般社団法人日本スーパーマーケット協会 会員サポート部長
北條 英	日本ロジスティクスシステム協会 JILS総合研究所 ロジスティクス環境推進センター センター長
西願 廣行	日本冷蔵倉庫協会副会長
飯原 正浩	株式会社丸和運輸機関常務執行役員
坂本 隆志	全日本トラック協会食料品部会 部会長
村西 正実	全日本トラック協会 審議役

【行政】

黒澤 朗	厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
宮浦 浩司	農林水産省食料産業局食品流通課長
東野 昭浩	農林水産省食料産業局食品製造課長
伊奈 友子	経済産業省商務・サービスグループ 消費・流通政策課物流企画室長
山田 輝希	国土交通省総合政策局物流政策課長
多田 浩人	国土交通省大臣官房参事官（物流産業）
平嶋 隆司	国土交通省自動車局貨物課長

※第1回懇談会を平成30年6月29日、
第2回懇談会を平成30年12月13日に開催

第2回開催時の主な意見

- リードタイムに関しては、成功事例を横展開すればよいのではなく、世の中全体が変わらないと意味がない。リードタイムを延長しても皆が困らないことを示すべきである。
- リードタイムを延長するというのは、納品日をフレキシブルにする方式もある。発注日は一緒に、何日から何日までの間に納品してもらえればよい、来週届けてもらえればよい、というのがあれば配送しやすい。
- 1/3ルールの改善は決まった話であり、どう広めていくのかというフェーズにある。決まっているのに何故進まないのかという点が論点である。メーカー各社年月表記に変えている中、どう進めるかということを検討すべきである。
- パレット単位での発注の仕組・システムについては大手各卸は対応済である。一方でパレット単位で発注出来る商品は約20%程度で残りは約80%程度はパレット単位に満たないほどスロームーブである。これをパレット化するには商品自体の規格がある程度統一されないとパレタイズ化が難しい。
- 事前出荷情報の課題は、どうやって標準化するかという点である。日本の一般的な物流システムでは、この標準化がなかなか進まない。行政主導で標準化をするという点にはチャンスがある。
- 国の政策により消費が上向くという話だが、最終的に小売店が店を開いて売っている、サービス業がサービスを提供しているというのがあってこそ、消費拡大は初めて成立する。そこが動いているのが大前提であることは念頭に置いて頂きたい。
- ホワイト物流推進運動は重要な取組みであると認識している。加工食品物流の生産性と品質のバランス最適化という考え方が定着できるような項目が必要と考える。過度な物流品質の達成や365日日付管理等、その必要性があるのかといったことを、国民、中間メーカー、メーカーのトップも含めて意識できるようになれば世の中変わっていくのではと思う。

実証実験案

【小口多頻度・短いリードタイム配送の抑制】

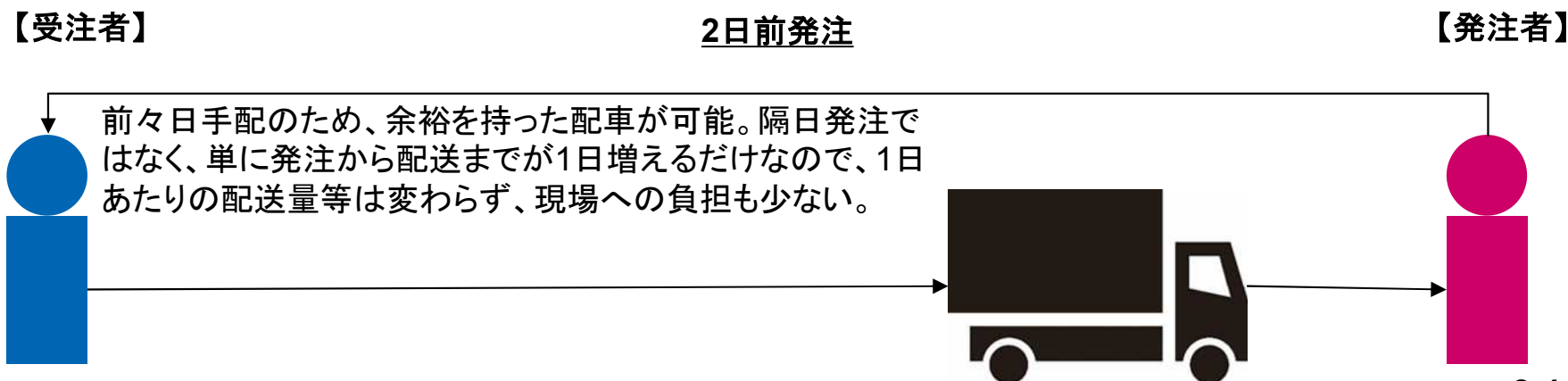
リードタイムを1日延長することによる配車効率の向上

- 商品の発注翌日に配送を行うと、トラックの手配に手間がかかり、混載の場合には積載率が低いまま配送を行ったり、直前まで配車できるトラックが見つからず、指定の時間に間に合わなかったりすることもある。
- そのため、発注から配送までのタイムラグを1日延長し、配送頻度や1日の配送量は変えずに効率的な配送を行う。

Before



After



紙・パルプ物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会について

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会において、平成28年度から平成29年度にかけて、発着荷主及び運送事業者が一体となって長時間労働の改善に取り組むパイロット事業を実施。
- パイロット事業では、様々な輸送品目について取組を行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、関係者が連携して課題解決を図っていく上では、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- 昨年7月に実施した荷待ち時間の調査において、紙・パルプ関係が件数が多かったことも踏まえ、紙・パルプにおける物流に関係する幅広い関係者からなる懇談会を設置。
- 関係者間で存在する課題についての意識共有やパイロット事業等のノウハウ等の共有及び取組の展開を図り、トラックドライバーの労働時間の改善・サプライチェーン全体における効率化を図る。

「紙・パルプ物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」委員

洋紙・板紙分野

矢野 裕児	流通経済大学教授(座長)
伊藤 洋一	日本製紙連合会物流委員会委員長
有坂 直樹	日本洋紙代理店会連合会物流委員会委員長
難波 睦雄	日本板紙代理店会連合会白板紙部会長
井元 伸哉	(株)竹尾 執行役員
小澤 典由	日本印刷産業連合会 常務理事
佐藤 行伸	全国段ボール工業組合連合会
上野 正人	J P トランスポートサービス(株)代表取締役社長
中島 義弘	王子陸運(株) 代表取締役社長
近野 裕之	平田倉庫(株) 常務取締役東京支店長
松崎 宏則	全日本トラック協会 常務理事

※第1回懇談会を平成30年12月6日に開催

家庭紙分野

矢野 裕児	流通経済大学教授(座長)
今枝 英治	全国家庭紙同業会連合会理事長
田北 裕之	日本家庭紙工業会会長
藤原 愛三	全国化粧品日用品卸連合会 専務理事
西井 勝己	(株)浅井 取締役配送システム事業部長
松崎 宏則	全日本トラック協会 常務理事

※第1回懇談会を平成30年12月13日に開催

【行政】

黒澤 朗	厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
湯本 啓市	経済産業省製造産業局素材産業課長
山田 輝希	国土交通省総合政策局物流政策課長
多田 浩人	国土交通省大臣官房参事官(物流産業)
平嶋 隆司	国土交通省自動車局貨物課長

第1回（洋紙・板紙分野）開催時の主な意見

- 荷待ち時間が多いというのが大きな問題で、発側、着側両方に問題がある。板紙は直納が多いので、発側工場に到着した時にまだ製品が出来ておらず工場内でロットに合わせる、という理由で荷待ちが生じることがある。
- 紙・パルプのドライバーになり手がいないのは、作業の危険さがある。原紙のロールを重ねて積んで、それを卸す作業は、教育してもできる前に辞めてしまう。巻き取り紙は、横積みにした場合、特殊な荷役となり、このノウハウは難しい。
- 午前納品が多いので、午後はトラックが空く。朝一の集中は大きく、朝一番で行っても10台待っていることもあり、これを1時間以内で卸すことは困難な状況である。これは、納品先が時間帯毎に枠を決めてやれば解決するだろうが、帰り荷を確保するタイミングであわせることにも配慮が必要である。荷待ち時間の短縮だけではなく、ドライバーの効率化も同時に必要であると考える。
- 小口化がますますひどくなっている。2トン車が中心だが、2～4トン車で1日30件近く配送するような状況で非常に厳しい。
- 出版業者は取次業者に納品するが、納品時に1～2時間は待つのは当たり前で、この待ち時間をなんとかして欲しい。昨年9月から取次業者との打ち合わせの場が設定されて議論しているが、いい打ち手が無い。出版の場合、発売日が集中することが要因であると考えて、もう少し分散できないか？との検討も実施しており、昨年からの取り組みが小さく始まっている。前日にできたら前日の夕方に運送する等も提案している。やはりサプライチェーンという考えで進めていく必要があると認識をしている。受ける部分も含めて平準化ができれば良いと考えている。
- 印刷会社は帰り荷がなくピストン輸送になるので、積載効率を上げることが困難で、回転率を上げるのも難しい。これらの運賃が上がらない要因になっているが、配送効率を上げようもない。

第1回（家庭紙分野）開催時の主な意見

- 物流の生産性を上げる過程で、いわゆる小売業者が大型化する事によって、小売業者自身がセンターを整備している。取引先の数だけトラックが来るという事は非常に非効率という事で、物流改革が始まっている。その中で、唯一に近い形でセンター納品から除外されている代表的なカテゴリーが家庭紙である。
- 単価が低いために、運送業者からの改善要望や値上げの要請など交渉が難しい。これまで低単価で売っていたが、低単価であるがゆえに、人件費の増加、高騰を吸収することはなかなかできない。
- 労働時間の短縮等の点だと、前日の夕方に注文を頂き、翌日午前中指定というのも結構ある。時間外労働しなければならないリードタイムを要求される。短いリードタイムで処理することは困難なのに、午前納品を希望する小売業者が多いのが現状。また、商品が嵩張るためバックヤードに置けず、大型の小売業者からは日曜日以外ほぼ毎日注文、納品というケースもある。
- 以前はメーカーが仕立てた大型トラックが、そのメーカーの商品全てを積んで納品していたが、多品種小ロット化という動きもあり、必要な分だけ届けられる形があればということで、卸がメーカーに発注すると同時に運送会社にも発注する合い積みという方法で、卸主導のシステムができています。
- ビール業界が実施したように、家庭紙業界でも専用パレットを作ろうと、レンタルパレット屋と共同で始めているところ。積載効率80%以上を目指し、パレットで運ぶようにしている。
- 待ち時間は日用品の業界や加工食品業界が多い。異業種交流委員会として、加工食品の話をする、即席麺がほとんど手積み手卸しになっている。専用パレットを作成したが、入らないので、特売用のパレットで回している。共同利用をぜひ進めて欲しい。
- 受け側の人手不足もあり1人で何台も対応しなければならない。労働時間を短くする課題の中で、納品時間指定にも大きな問題となる。パレット化は改善の手がかりにはなるが、それだけでは大きくは変わらないだろう。

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会において、平成28年度から平成29年度にかけて、発着荷主及び運送事業者が一体となって長時間労働の改善に取り組むパイロット事業を実施。
- パイロット事業では、様々な輸送品目について取組を行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、関係者が連携して課題解決を図っていく上では、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- 昨年7月に実施した荷待ち時間の調査において、建設資材関係が件数が多かったことも踏まえ、建設資材における物流に関係する幅広い関係者からなる懇談会を設置。
- 関係者間で存在する課題についての意識共有やパイロット事業等のノウハウ等の共有及び取組の展開を図り、トラックドライバーの労働時間の改善・サプライチェーン全体における効率化を図る。

「建設資材物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」委員

矢野 裕児 流通経済大学教授(座長)

奥田慶一郎 日本建材・住宅設備産業協会専務理事

中野 優 日本建設業連合会建築生産委員会施工部会副部会長

大西 康之 日本建設業連合会公共工事委員会生産性向上部会長

柳 求 住宅生産団体連合会環境・安全部長

山崎 晃生 合同製鐵(株)常務執行役員

鎮目 隆雄 (株)フコックス代表取締役社長

瀧本 雅弘 豊橋センコー運輸(株)本社営業所 所長

松崎 宏則 全日本トラック協会 常務理事

【行政】

黒澤 朗 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

縄田 俊之 経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室長

山田 輝希 国土交通省総合政策局物流政策課長

多田 浩人 国土交通省大臣官房参事官(物流産業)

高橋 謙司 国土交通省土地・建設産業局建設業課長

長谷川貴彦 国土交通省住宅局住宅生産課長

平嶋 隆司 国土交通省自動車局貨物課長

※第1回懇談会を平成30年12月21日に開催

第1回開催時の主な意見

- 建設資材の物流は複雑である。例えば窓で考えた場合、アルミサッシに組み立てた後に持っていく場合は製造業だが、ガラスで運ぶ場合は卸売業となり、その時の契約によって異なる。1つの会社でも、製造業、建設業等複数の側面があり、また、下請けとの関連も出てくる。
- 住宅から非常に大きなビルまで広範囲にわたる現場の議論をしている。ドライバーの作業環境改善を目指しているのか、運送の合理化、適正化を目指しているのか、焦点が絞れない。
- 土木は公共工事が多い関係で、施工の記録などを写真で残さなくてはならない。特車が申請ルートの通りにちゃんと通ってきているか、これも写真撮影をして記録を残すことに時間と手間を要している。
- 街の建材店が間に入ってくる物流ルートでは、地域の建材店が、在庫量・物流を調整するコーディネーター的な役割をしており、様々な種類の建材を現場の工程に合わせて運ぶため、結果として物流の効率化に寄与していると考えられる。住宅メーカーの物流センターでの荷待ちや現場直送ルートに比べて物流上の問題は起きにくいのではないかと。
- 建設用の鋼材を製造・出荷する場合、現場に直接持ち込むルートもあるが、前作業を実施する加工業者の作業場に持ち込むことが多い。本来は荷卸しの際に玉掛け等はやらない契約だが、ドライバーが荷待ち時間を減らしたいので玉掛けを手伝うことが常態化しており、安全等の問題もある。
- コンプライアンスを守る為に目いっぱいやっているが、受け入れ側の対応を改善して頂きたい。現状をちゃんと伝えないと、物流が止まってしまうくらいの危機感がある。労働時間、生産性の向上という事では、自助努力は限界なのでぜひやって頂きたい。
- 現場では工事の進捗具合によって、荷卸しができず「持ち帰り」となるケースもある。帰りに他の荷物を運ぶ予定がある場合、一旦持ち帰って、またその荷物を取りに行くという非効率な場合もあり、長時間労働の原因にもなっている。

トラック運送業の働き方改革に向けた 厚生労働省の取組について

厚生労働省 労働基準局
労働条件政策課

1. 2018年度予算事業 トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

- ガイドラインに加え、荷主や運送事業者が用途に応じて活用できるコンテンツを作成し、厚労省HPに公開。

作成コンテンツ

■ 荷主や運送事業者に向けた周知用パンフレット等

- 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック
- 【荷主のための物流改善パンフレット】運送事業者の事業環境改善に向けて

■ 好事例紹介動画

- 山梨県における事例（一貫パレチゼーション、バース予約システム） ※現在編集中

- 都道府県労働局や労働基準監督署において働き方改革関連法に関する事業主向け説明会を行う際は、ガイドラインや今回作成したパンフレット等を活用し、荷主として留意すべき事項についても周知する。

■ 荷主と運送業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック

荷主と運送事業者がトラック運転者の労働時間削減に取り組む際の“手掛かり”を整理したハンドブック。
チェックシートに答えることによって、取り組むべき課題を明らかにする。



Chapter 03

問題を洗い出してみよう

① 労働時間削減に向けて、まずは自己診断してみよう

トラック運転者の労働時間削減に向けて、まずは、現状のトラック運転者の「分類」ごとの労働時間の現状値を把握することが大切です。

特に、改善基準告示[※]の違反が明らかになった場合は、早急に対応しなければなりません。
※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準…第2章参照

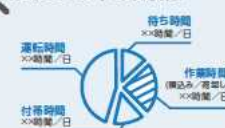
では現状値を把握したあとは、どのような対応をすればよいのでしょうか？

それは、長時間労働を招いている問題点を洗い出し、その問題点の解決に結びつく施策を検討することです。

そこで本章では、問題点を簡単に診断できる「Yes No チェックシート」を紹介します。
ぜひ、活用してみてください。

STEP 01 労働時間の現状値の把握

分類ごとの平均現状値



拘束時間/日の推移



STEP 02 「Yes Noチェックシート」で診断!

問題点を洗い出して施策を知ろう!



Chapter 03

コピーして使ってください

掲載ページは…第4巻 29頁～

Yes Noチェックシート 3

待ち時間

【その1】 荷主の事情に関わる質問です。チェックしてください。

質問に関わる質問です。	
質問	Yes/No チェック
① 発荷主から運送事業者へ、日々の積込み時刻が事前に連絡されていない状況ですか？	Yes / No
② 運送事業者の積込み時間帯や荷卸し時間帯が、事前に設定されていない状況ですか？	Yes / No
③ 発荷主（あるいは運送事業者）から発荷主に対して事前に、積荷明細等の情報を連絡する仕組みが構築されていない状況ですか？	Yes / No
④ 発荷主から運送事業者向けの出荷依頼情報は、段階的に運送事業者に連絡する方式ではなく、1回で一括して運送事業者に連絡する方式になっていますか？	Yes / No
⑤ 発荷主における日々の生産や荷崩れの進捗（遅延等）に関する情報を、発荷主・運送事業者間で、共有/連絡する仕組みが構築されていない状況ですか？	Yes / No
⑥ 運送事業者が、発荷主への到着時刻を事前に予約できる仕組みが導入されていない状況ですか？	Yes / No

発給装置に関わる質問です。

質問	Yes/No チェック
⑦ 発荷主からの出荷物量は、発荷主側の荷受け処理能力を考慮していない状況ですか？	Yes / No
⑧ 発荷主からの出荷は、発荷主からの発注内容を原則としており、発荷主側の物流作業（荷崩れやパース回転等）が考慮されていない状況ですか？	Yes / No

荷主の現場ルール（荷崩れスケジュールやパース運用、等）に関わる質問です。

質問	Yes/No チェック
⑨ 発荷主のピッキングや生産完了の遅れが、発生していますか？	Yes / No
⑩ トラック運転者が到着したタイミングに、発荷主のバースが満杯になっていることがありますか？	Yes / No
⑪ 積込みと荷卸しの時間帯は、発荷主の遅延時間帯と重複していますか？	Yes / No
⑫ 受付までに、待ち（待機）が発生していますか？	Yes / No

【その2】 荷主の事情以外に関わる質問です。チェックしてください。

運送事業者の配車に関わる質問です。	
質問	Yes/No チェック
⑬ 道路状況等により、日々の運行に、遅れや前倒しが発生します。日々の運行状況を踏まえ、柔軟に配車見直しを実施していない状況ですか？ ※再積み車両を対象	Yes / No
運送事業者の運行管理に関わる質問です。	
質問	Yes/No チェック
⑭ トラック運転者独自の判断で、必要以上に余裕を持った運行をしませんか？	Yes / No

■ 【荷主のための物流改善パンフレット】 運送事業者の事業環境改善に向けて

トラック運送事業者の事業環境の改善に向けて、パートナーである荷主に、理解し実行していただきたいことをまとめたパンフレット。



1 「荷主にしかできない取り組み」とは？

トラック運送者は、発荷主と着荷主のさまざまな依頼や要望に基づいて、輸送をしています。

そのため、トラック運送者の労働時間削減に当たって、荷主にしかできない取り組みがあります。

Point 1 運送事業者への運送委託を見直す — サービスレベルの見直し —

発荷主から運送事業者への運送委託の内容が、トラック運送者の長時間労働の原因となっている場合があります。
運送委託の見直しは、荷主にしかできない取り組みです。

Point 2 着荷主に働きかけ、協力を求める

着荷主へのさまざまな納入要件が、トラック運送者の長時間労働の原因となっている場合があります。納入要件見直しに向けた着荷主への働きかけは、荷主にしかできない取り組みです。

Point 3 荷増え等、倉庫の仕組みを見直す

倉庫での荷扱い作業や付帯作業が、トラック運送者の長時間労働の原因になっている場合があります。待ち時間があれば、なおさらです。
これらの作業時間の削減は、荷主にしかできない取り組みです。

次のページ以降で、ひとつひとつ、紐解いていきましょう！



3章 荷主としての社会的責任に関わる取り組み

社会的責任とは、企業が社会に対する責任を果たし、社会とともに発展していくための活動です。

※CSR (Corporate Social Responsibility) の略称とも言われています。

※社会には、ステークホルダーである取引先(顧客や外注先)も含まれます。

では荷主としての社会的責任には何があるのでしょうか？

1 トラック運送事業者に対し、労働時間等のルールが守れなくなるような運送指示はしない

荷主勧告制度

(※貨物自動車運送事業法第64条)

運送事業者の違反行為の再発防止を図るための制度。

違反行為の原因に荷主の主体的な関与が認められた場合、国土交通省が当該荷主に対して是正措置を勧告し、かつ当該荷主の名称が公表されます。

2 エネルギー使用の合理化(CO₂削減等)に向けた取り組み

※省エネ法上の荷主とは、自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させるものとされています。

※すべての荷主は、自らの貨物の輸送に係るエネルギー使用の合理化を図るため、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する努力が求められます。

エネルギー消費原単位の低減に繋がる「モーダルシフト」は、
トラック運送者の労働時間削減にも繋がります

次のページ以降で、ひとつひとつ、紐解いていきましょう！

■ 好事例紹介動画の作成

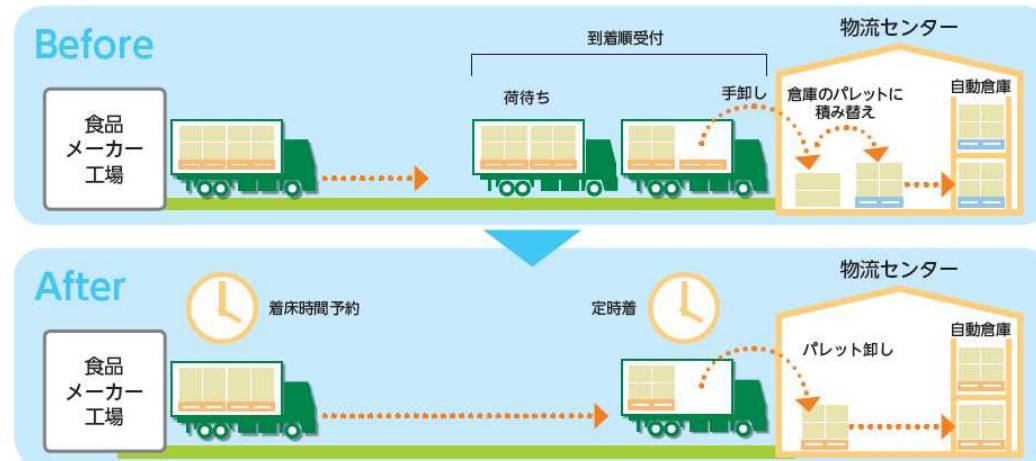
平成28年度の山梨県のパイロット事業における取組について紹介。 ※現在、編集作業中

参考事例① 一貫パレチゼーションと受付予約システムで着荷主滞在時間を短縮 山梨県

事例集 118p

成功の ポイント

- 同一のパレットを共同利用するパレットプールシステムを採用した
- 発・着荷主、トラック運送事業者の三者で話し合うことにより、方向性と課題を共有化できた



(「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」P.17)

(参考:動画完成イメージ)和歌山県での取組事例の動画 ※地元TV局にて制作。厚労省HPにて公開中。

▶ 好事例紹介動画 (和歌山県での取組事例)



トラックドライバーの労働時間短縮に向けて、荷主とトラック運送事業者が協力して取り組んだ事例を紹介しています。

本動画では、平成29年度に和歌山県で実施された事例を2つ取り上げており、1つ目はモーダルシフトによる拘束時間の短縮、2つ目は荷卸しの事前予約制による待機時間の短縮の事例で、いずれも成果を上げています。

2. 2018年度予算事業 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

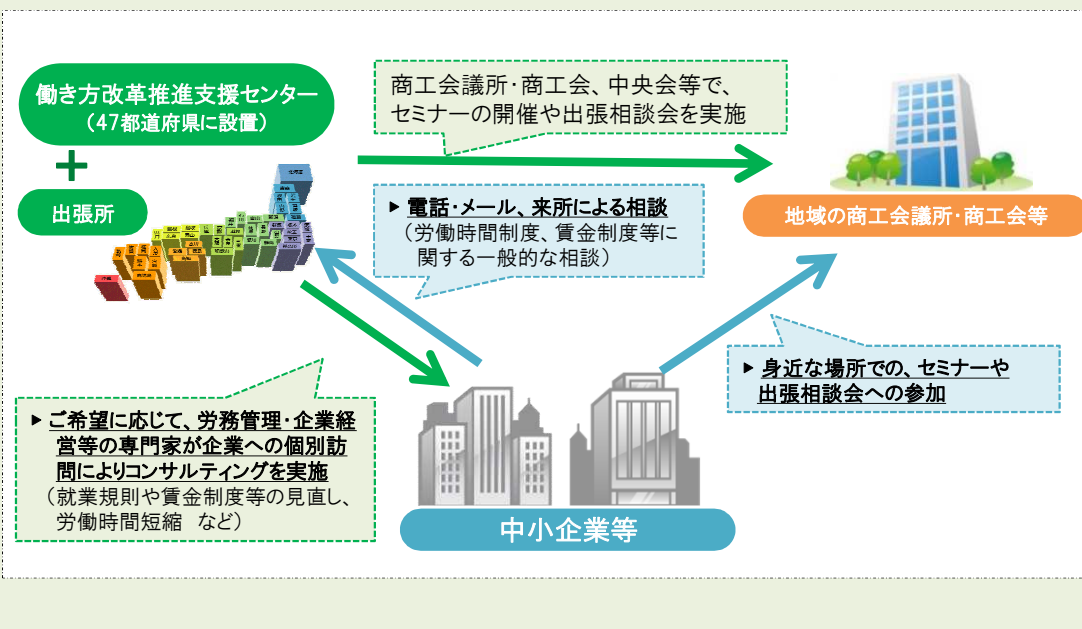
「働き方改革推進支援センター」は、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

- ・弾力的な労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金



働き方改革推進支援センター連絡先一覧

名称	住所	電話番号
北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター	札幌市中央区北四条西5-1 アスティ45ビル3階	0800-919-1073
北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター出張所	旭川市八条通15丁目74-9	0120-332-360
青森県働き方改革推進支援センター	青森市青柳2-2-6	0800-800-1830
岩手県働き方改革推進支援センター	盛岡市山王町1-1	0120-198-077
宮城県働き方改革推進支援センター	仙台市青葉区本町1-9-5 五条ビル4階	022-211-9003
秋田県働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形県働き方改革推進支援センター	山形市七日町3-1-9	0800-800-9902
福島県働き方改革推進支援センター	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城県働き方改革推進支援センター	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館2階	0120-971-728
栃木県働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140-200	028-601-9001
群馬県働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉県働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1丁目103 大宮大鷹ビル306号	048-729-4420
千葉県働き方改革推進支援センター	千葉市中央区新田町6-6 荒井ビル3階A室	043-304-6133
東京都働き方改革推進支援センター	千代田区二番町9-8	0120-662-556
東京都働き方改革推進支援センター分室	立川市柴崎町2-2-23 第2高島ビル5階	0120-662-556
神奈川県働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9階	045-307-3775
神奈川県働き方改革推進支援センター出張所	海老名市めぐみ町6番2号 海老名商工会議所内	046-204-6111
新潟県働き方改革推進支援センター	新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1階	025-250-5222
働き方改革推進支援センター 富山	富山市千歳町1-6-18 河口ビル2階	076-431-3730
石川県働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
福井県働き方改革推進支援センター	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル1階（ふくいジョブステーション）	0120-14-4864
山梨県働き方改革推進支援センター	甲府市丸の内2丁目34-1 共栄ビル2階	0120-338-737
長野県働き方改革推進支援センター	長野市中御所岡田131番地10 長野県中小企業団体中央会内	0800-800-3028
岐阜県働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6-12 シグザ神田5階	058-201-5832
静岡県働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館5階	0800-200-5451
愛知県働き方改革推進支援センター	名古屋市中区栄3-1-1 三井ビル3階	0120-868-604
愛知県働き方改革推進支援センター 豊橋出張所	豊橋市花田町字石塚4-2-1 豊橋商工会議所内	0800-200-5262
三重県働き方改革推進支援センター	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階	0120-331-266
滋賀県働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2番1号 「コラボ」が216階	0120-376-020
京都働き方改革推進支援センター	京都市右京区西大路五条下町東側 京都府中小企業会館4階	0120-420-825
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区茶屋町1-27 ABC-MARTビル5階	0120-79-1149
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター出張所	堺市堺区南花田口町2-3-20 三井東宝ビル6階	0120-601-144
兵庫県働き方改革推進支援センター	神戸市中央区雲井通5-3-1 サンバル7階	078-806-8425
奈良県働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343-1	0120-414-811
和歌山県働き方改革推進支援センター	和歌山市北出島1丁目5-46 和歌山県労働センター1階	0120-731-715
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1丁目152 SGビル4F	0800-200-3295
島根県働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階	0120-103-622
岡山県働き方改革推進支援センター	岡山市北区野田屋町2-11-13 旧あおば生命ビル7階	086-201-0780
広島県働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル601号室	083-976-6227
徳島県働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川県働き方改革推進支援センター	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691
愛媛県働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5番地7 松山商工会議所別館1階	0120-500-987
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992番地2 高知県中小企業会館1階	0120-899-869
福岡県働き方改革推進支援センター	福岡市中央区天神1-10-13 天神MMTビル7階	0800-888-1699
佐賀県働き方改革推進支援センター	佐賀市川原町8-27	0120-610-464
長崎県働き方改革推進支援センター	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本県働き方改革推進支援センター	熊本市中央区細工町1丁目51 スコレビル2階-E	096-353-1700
大分県働き方改革推進支援センター	大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	097-535-7173
宮崎県働き方改革推進支援センター	宮崎市橋通東4-1-4 宮崎河北ビル7階	0985-27-8100
鹿児島県働き方改革推進支援センター	鹿児島市下荒田3丁目44-18 のせビル2階	099-257-4823
沖縄県働き方改革推進支援センター	那覇市前島2-12-12 セントラルコホ兼陽205	0120-420-780

■働き方改革推進支援センターによるサポート事例

事例

○従業員 20名
○業 種 運輸業

【支援前の状況】

長距離運行に従事する担当ドライバーが固定しており、月80時間程度の時間外労働が発生。



【専門家（社会保険労務士）の助言内容】

①専属化の解消に向けた提案

ドライバーのマルチタスク化や、長距離運行の合間に日帰り運行を設定する等の勤務シフトの工夫を助言。

②労働者に対する研修の実施

労働時間を確認したところ、不正確な運転日報となっている場合があったことから、デジタルタコメーターを導入することとし操作方法等について、労働者に対する研修を提案。

③産保センターの利用勧奨

健康診断の有所見者に対する必要な措置の実施に向けて、地域産業保健センター（産業医を配置）の利用を勧奨した。



【支援後の効果】

- ・ 複数のドライバーで長距離運行が実施できるよう、労働者への意向確認や人員の再配置に向けた取組を実施中。
- ・ 機器の操作方法や労働時間制度に関する研修会を実施し、労働時間の適正な管理について労使双方で理解を深めた。
- ・ 産保センターを利用して、健康診断結果有所見者に対する医師の面接指導等の対応を実施することができた。

3. 2019年度予算について

トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策

予算額（予定）6,441万円

- 荷主と運送業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知
荷主・トラック運送事業者に向けたセミナーを全国で50回（各都道府県1回以上）実施。
- トラック運転者労働時間削減に向けたポータルサイトの開設
ガイドラインや周知用コンテンツ等をまとめたポータルサイトを開設。改善ハンドブックをWeb上の自己診断ツールとするなど、コンテンツを順次拡充。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

予算額（予定）76億円

■ 働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談や企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- 各地域の商工会議所・商工会・中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。

4. 中小企業の労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁への通報制度の強化

- 下請中小企業の長時間労働の背景として親事業者の下請法等違反が疑われる場合に、労働基準監督署から公正取引委員会・中小企業庁へ通報する制度を平成20年より実施。
- 「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」において、この通報制度の強化について、平成30年度中に検討・整備することとされたことを受け、平成30年11月に同制度の運用を強化。

【これまでの問題点】

労働基準法等の違反が認められ、背景に下請法等の違反行為が疑われる場合であっても、下請事業者等が、公正取引委員会・中小企業庁への通報を積極的に希望されないため、通報に至らなかった。



【強化策】

労働基準法等の違反が認められ、背景に下請法等の違反行為が疑われる場合、下請事業者等の通報の希望如何にかかわらず、その下請事業者等に通報趣旨を丁寧に説明した上で通報する。